様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2024　　年　11　月　19　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かねっくすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 カネックス株式会社  （ふりがな）かねだたかなり  （法人の場合）代表者の氏名 代表取締役 金田孝成  住所　〒683-0101 鳥取県米子市大篠津町690-15  法人番号5270001003202  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社の取り組み」 | | 公表日 | 2022　年　10　月　1　日  2024　年　11　月　8 日更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社の取り組み」内の「DX時代における当社の取り組み」及び「DX基本方針」の箇所にて公表  https://joyful-kanex.jp/common/img/DXnintei\_torikumi2024.pdf | | 記載内容抜粋 | カネックスでは競争環境へのデジタル技術の導入により、市場変化のスピードが飛躍的に加速していくなかで、DXの推進を行うことで方針の共有/戦略の決定・実行までのスピードを上げて競争環境の変化に対応していく  DX基本方針  現場情報（アナログ）と数値情報（デジタル）に基づき、増客の仮説検証を繰り返し成果を出すまでスピードで数多く試行錯誤する。  新たに自社の成功事例を商品に、マーケティング支援事業を展開し、将来的にM&Aを進めシステム構築力を高め、システム活用力を付加価値とするサポート事業を展開していく。（長期事業計画） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社の取り組み」 | | 公表日 | 2022　年　10　月　1　日  2024　年　11　月　8 日更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社の取り組み」の「DXビジョンの推進シナリオ」「DX推進プロジェクト」の箇所にて公表  https://joyful-kanex.jp/common/img/DXnintei\_torikumi2024.pdf | | 記載内容抜粋 | DXビジョン2022を実現するために、以下のフェーズに分けて取り組んでまいります。  カネックスでは、既存ビジネスの深化・新規ビジネスの創出・デジタル活用環境整備を3つの戦略的な柱とし、以下のDX推進プロジェクトへ取り組んでまいります。  1.新規ビジネスの創出  kintoneにてシステムを構築する。  全社員kintoneの運用及び独自の管理システムの運用。  2.リアルタイム経営  MicrosoftofficeのデータはGoogleWorkspaceへ移管する。  各システムがリアルタイムに連携し、BIツールにて各従業員が現状を把握できるようにする。  3.業務の効率化・環境の整備  kintoneにて独自の管理システムを作成、GoogleWorkspaceで管理。  全社員独自の管理システムの運用、チェック。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社の取り組み」の「３.企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定」の「①戦略を効果的に進めるための体制の提示」の箇所にて公表  https://joyful-kanex.jp/common/img/DXnintei\_torikumi2024.pdf | | 記載内容抜粋 | 代表直轄のデジトラ事業部を発足し、３D人財の育成とデジタル化を推進するための体制を構築し致します。  4. IT人財の創出  短期  ・・DX戦略に基づき必要なスキ ルを定義し社員に勉強会の 場を提供する。  中期  ・社内認定資格制度を整備しスキ ル獲得状況を見える化する。  ・代表直轄のデジトラ事業部を 発足  長期  ・デジトラ事業部を中心に次なる 人財育成を加速させる |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社の取り組み」の「３.企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定」の「②最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示」箇所にて公表  https://joyful-kanex.jp/common/img/DXnintei\_torikumi2024.pdf | | 記載内容抜粋 | 現在の基幹システムをサーバー型からクラウド型の基幹システムへ移行し、すべての業務の入口をGoogle Workspaceに一元化する。  3 業務の効率化、環境の 整備  現在  Google、kintone、 チャットワークを取り入れ全社に必要なタブレットを導入し、活用。  短期  kintoneにて独自の管理システムの作成。 Googleworkspaceで管理。  長期  kintoneにて独自の管 理システムの作成。 Googleworkspaceで管理。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社の取り組み」 | | 公表日 | 2022　年　10　月　1　日  2024　年　11　月　8 日更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社の取り組み」の「4.戦略の達成状況に係る指標の決定」の箇所にて公表  https://joyful-kanex.jp/common/img/DXnintei\_torikumi2024.pdf | | 記載内容抜粋 | ・DX推進シナリオについて：  Phase.2,からPhase.3への判断指標で記載  Phase.2から Phase.3への判断指標として  ・社内でのパソコンの保有台数を30台から20台へ  ・DX推進プロジェクトについて：  DX推進プロジェクト達成を図る指標にて記載  〈新規ビジネスの創出〉  ・毎年6月に社外のお取引様を招き「経営計画発表会」を実施し経営計画書及び財務指標の報告を行いそこで戦略の達成度を図る指標に基づき成果についての自己評価を開示している。  〈既存ビジネスモデルの深化〉  ・社内で運用しているシステムをfreee人事労務システムに連携し、単体で動くシステムを【ゼロ】にする。  ・営業に関わるデータベースを日報革命、Smartec Visionを用いて構築しデータドリブン経営を実現させる。  〈デジタル技術活用環境の整備〉  ・電子決済とRPAを導入することにより、事務処理の短縮を実現させ残業時間を削減させる。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022　年　10　月　1　日  2024　年　11　月　8 日更新 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト内「当社の取り組み」の「1.代表メッセージ」の箇所にて公表  代表取締役金田孝成がテキストで発信  https://joyful-kanex.jp/common/img/DXnintei\_torikumi2024.pdf | | 発信内容 | 当社では刻々と変化していく世の中に対応していくため、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組んでいます。2022年度に情報促進委員会を社内に設置して、DX認定を取得すべく、まず「DX推進指標」に基づく自己分析を実施しました。この変革を更に加速させるため、デジタルトランスフォーメーションに対してのビジョンと具体的な取り組みをまとめた「DX戦略」を策定し、全従業員が一丸となってこのビジョンの実現を目指します。そしてお客様と 地域のみなさんに支持される会社へと進化していきます。代表取締役 金田孝成 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 10月頃 ～ 2024年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断結  果入力サイト（[https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html](https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html" \o "https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html" \t "_blank)）により入  力している |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022　年　7　月頃　～ 継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ管理規定に則り、年次で監査を実施  ・PMS監査（プライバシーマーク2年に1度審査）  ・年1回各事業所の内部監査を実施  ・月1回3現チェックでパソコンに関する点検項目でTOP自  らチェック  SecurityAction制度に基づき2つ星の自己宣言を実施して  いる。  https://www.joyful-kanex.jp/topics20221001.html |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。